# JOINT COMPREHENSIVE PLAN OF ACTION (JCPOA)

#### 概要

- 7月14日、EU3+3(英仏独米中露)とイランが、イランの核問題に関する最終合 意文書としての「包括的共同作業計画( JCPOA)」を公表。
- JCPOAは、イランの<u>原子力活動に制約</u>をかけつつ、それが<u>平和的であることを確</u> <u>保</u>し、また、これまでに課された<u>制裁を解除していく手順を詳細に明記</u>したもの。
- |国際不拡散体制の強化、中東地域の安定に資するもの。着実な履行が重要。
- イスラエルなど一部はこの合意に対して批判的・慎重な態度。また共和党主導の 米議会の一部も批判的。

### イラン側の措置 原子力活動への制約

- 濃縮ウランの貯蔵量・遠心分離機の 数の削減
- 兵器級プルトニウム製造の禁止
- ●研究開発への制約
- ●査察の受け入れ・透明性強化

約10年間. 核兵器1つを作るのに必

➡要な核物質を獲得するのに要する時 間を1年以上に。

# EU3+3側の措置 制裁解除



●米EU等による核関連の独自制裁 の適用停止・解除





# 今後の段取り

# 2015年7月14日

2015年10月

#### ●合意妥結の日(Finalization Day) 2015年7月14日

【JCPOAに関する交渉が終了した日】

▶ JCPOAを承認する新しい安保理決議を速やかに提出。(2015年7月20日採択)



\* 注:米国では, 議会がJCPOAを60日間レビュー(7/20-9/17)。議会が不承認する場合、12日間延長。 そして大統領が拒否権を発動すると、さらに10日間延長。最大82日間の審査(10/9)。

#### ●合意採択の日(Adoption Day)

【新安保理決議採択後90日(2015年10月18日)、又はJCPOA参加者間が同意した日の早い方】

- ▶ JCPOA参加者は、JCPOA履行のために必要な準備を開始。
- ▶ イランは、「合意履行の日」に追加議定書の暫定適用を行うことをIAEAに通告。
- > 米国とEUは、核関連の独自制裁を停止/終了するための準備を開始。



#### ●合意履行の日(Implementation Day)

【IAEAがイランによる主要な措置の履行を検認した日】

- ▶ IAEAの検認と同時に、米国は核関連制裁を停止し、EUは一部制裁を終了。
- 新安保理決議に基づき、過去の安保理決議によって課された条項が終了。



2016年前半?

2023年10月

# ●移行の日 (Transition Day)

【「合意採択の日」から8年後(2023年10月18日)、又はIAEAが「イランの全ての核物質が平和的活動に使われている」ことを結論(拡大結論)付けた日の早い方】

- > 米国は核関連の独自制裁を終了し、EUは一部の制裁を終了。
- ➤ イランはIAEA追加議定書の批准を追求。

2015年12月15日までに、 IAEA事務局長は過去の 核兵器開発の可能性に 関する最終報告書をIAEA 理事会に提出する。

武器禁輸は合意採択の 日から5年間、ミサイル開 発関連取引は8年間、安 保理による許可制となる。

#### 2025年10月

#### ●安保理決議終了の日(UNSCR Termination Day)

- ▶ JCPOAを承認する新しい安保理決議の期限(「合意採択の日」から10年)(2025年10月18日)
- ▶ この日以降、安保理は今回のイランの核問題を取り上げない。

# 【参考】原子力分野における主な制約

